

# 江東区協働推進中間支援組織(仮称)市民活動推進センター

のあり方について(意見まとめ) [概要版] 平成26年1月

## これまでの流れ

### 平成23年度

#### 「江東区中間支援組織について<検討結果報告書>」

・江東区に中間支援組織(仮称)市民活動推進センターは必要であるという結論になった。

#### ◆会議体

「江東区協働推進検討委員会幹事会(中間支援組織検討会)」

【構成】区職員8名、江東区区民協働推進会議1名、NPO法人2名、ボランティア連絡会2名、江東ボランティア・センター1名

### 平成24年度

#### 「江東区協働推進中間支援組織(仮称)市民活動推進センター整備にあたっての論点整理」※1

・具体的内容や運営主体・方法等について検討し、論点を整理した。

#### ◆会議体

「江東区協働推進中間支援組織検討委員会」

【構成】江東区区民協働推進会議2名(学識経験者含む)、公募区民2名、NPO法人2名、ボランティア連絡会2名、江東ボランティア・センター1名、区職員6名

※1 以下「論点整理」とする。

### 平成25年度

#### 「江東区協働推進中間支援組織(仮称)市民活動推進センターのあり方について(意見まとめ)」

・区の長期計画に反映するべく、設置すべき機能や運営主体等について具体的に検討を行い、意見をまとめた。

#### ◆会議体

「江東区協働推進検討委員会」【構成】区職員13名

## 意見まとめ

### (仮称)市民活動推進センターに整備すべき機能

優先的に整備すべき、具体的な標準的機能は次の①～⑥であると考えます。

- ①市民活動に関する情報の集約・発信
- ②市民活動団体間の交流機会の創出
- ③市民活動団体と行政との連携・協働のコーディネート
- ④市民活動団体と企業・事業者(CSR)とのコーディネート
- ⑤会議室等の貸出し
- ⑥助成金等に関する支援・補助

### (仮称)市民活動推進センターを担うべき運営主体

平成24年度にまとめた「論点整理」において、推進センターの運営主体の選択肢として掲げた「江東区社会福祉協議会」「区内NPO法人」「その他公益法人(公益財団法人 文化コミュニティ財団等)」の3つについて、①推進センターに必要とされる機能面(※2)、②推進センターの運営主体に求められる機能面(※3)の観点から評価を行った。

※2 整備すべき機能①～⑥

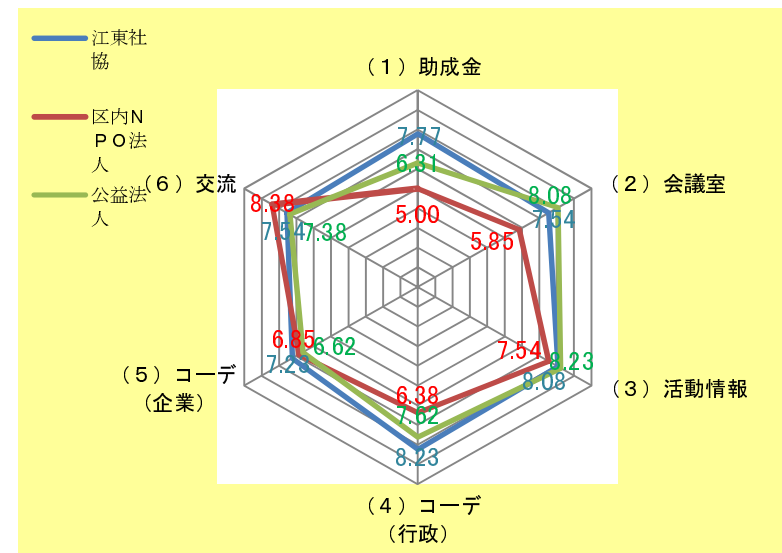
※3 推進センターを運営する事務局体制、独自の資金調達、区内の市民活動状況等の理解、中立的かどうか(「論点整理」より)

その結果、江東区社会福祉協議会が多くの項目において、高い評価を得る結果となった。また総合的に見ても、江東区社会福祉協議会は、比較的高いレベルでバランスの取れた評価となった。

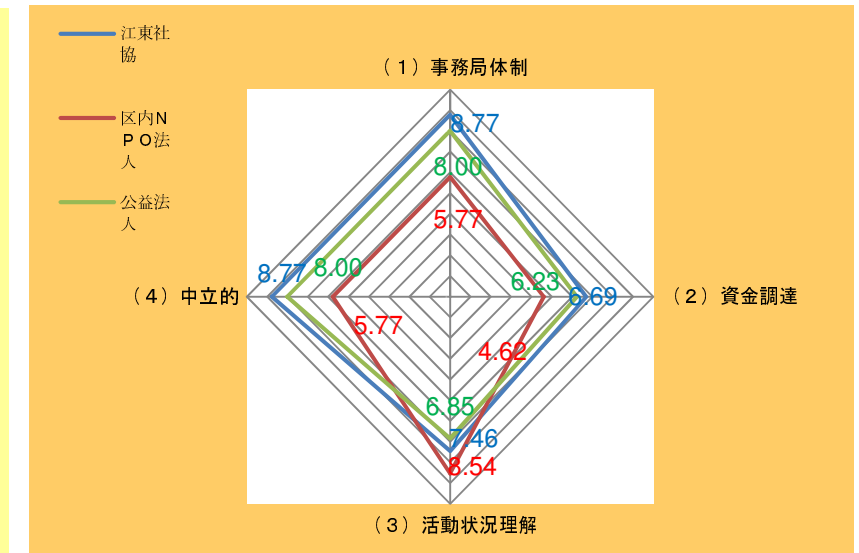
**【結論】「(仮称)市民活動推進センター」の運営主体は、江東区社会福祉協議会が担うことが適切である。**

#### 【評価結果(例)】

①推進センターに必要とされる機能面からの評価(各項目平均点)



②推進センターの運営主体に求められる機能面からの評価(各項目平均点)



### 今後のスケジュール

**江東区長期計画(後期:平成27年度～平成31年度)の中で、推進センター開設までのスケジュール化を図る。**

- ・施設の規模や運営方法、さらに設置場所について精査するとともに、江東区社会福祉協議会と推進センターの整備に向けた認識を共有するなかで、推進センター運営の詳細を検討を行う。
- ・開設に向け、具体的・実証的な検討に移る際には、あらたに「開設準備委員会」を設置すること、本委員会は区民と行政が協働して取り組むメンバー構成とし準備に取り組んでいくことが必要である。